

# 尼崎市都市美形成計画

～誇りと愛着と活力のある美しいまちのために～

2011年

尼 崎 市

## はじめに

本市は明治以降、産業都市として大きく発展してきましたが、一方では急激な工業化による繁栄の反面としてまちなみの煩雑さや公害都市としてマイナスのイメージが定着することとなりました。昭和 55 年の「尼崎の文化を考える懇話会」の提言を受けて、こうしたイメージを一新し文化的な質の充実を図るために、昭和 60 年に全国的にも早い時期に自主条例として「尼崎市都市美形成条例」を制定した後、同年 11 月には「尼崎市都市美形成基本計画」を策定し、積極的に都市美行政に取り組んできました。

公的空間の取組として、みちすじ・まちかど整備事業などの各種都市美形成事業を数多く実施するほか、民間の建築活動に対しては、「都市美誘導基準」を策定し、都市美形成に大きな影響と役割をもつ大規模建築物の都市美誘導を図るとともに、都市美アドバイザーチームを設置し、大規模建築物のうち一定規模以上の建築については、届出に際してアドバイザーチーム会議でデザインの助言を行うことや、都市美に関する各種ガイドラインを作成し都市美誘導の指導・助言をするなどの取組を行ってきています。

さらに、かつての城下町の面影を残す寺町を都市美形成地域に指定するとともに、主に農家や町家など伝統的な日本建築を対象に都市美形成建築物に指定し、歴史的なまちなみや景観資源の維持・保全にも努めてきました。

都市美形成条例や都市美形成基本計画の策定からほぼ四半世紀が経過し、都市美形成基本計画に基づき実施した、みちすじ・まちかど整備事業などの修景整備のほか、土地区画整理事業、市街地再開発事業などの各種面的整備事業や街路事業等の道路整備も相当進展するなど、本市のまちなみも大きく改善されてきています。一方、都市美行政を取り巻く経済社会状況も変わり、市民意識もまちなみの美しさや住環境などを重視するように変化してきています。

こうした中、国としても景観に関する国民の意識の向上を反映して各地で景観をめぐる紛争が発生したことなどから、平成 16 年に景観法を制定し、地方公共団体が景観法に基づく景観計画を策定することにより、自主条例では限界のあった強制力を伴う法的規制を行うことができる枠組みが設けられ、平成 21 年には本市も中核市に移行し、景観行政団体になったことから、景観法を活用して主体的に景観行政に取り組むことが求められることとなりました。

こうしたことから、これまでの四半世紀にわたる都市美行政の成果と課題を踏まえ、自主条例に基づく都市美形成基本計画により進めてきた都市美行政を見直し、より実効性のある計画・制度とするため、景観法に基づく景観計画として「尼崎市都市美形成計画」を策定したものです。



尼崎市都市美形成基本計画  
(昭和60年策定)

# 目 次

第1章 計画の目的と位置づけ	
1 計画の目的と位置づけ	1
2 計画の区域	1
第2章 尼崎の成り立ちと景観特性	
1 尼崎の成り立ち	2
2 尼崎の景観特性	2
（1）市のほぼ全域が市街化されている	2
（2）平坦な地形である	2
（3）様々な表情を持ったまちなみがある	2
（4）様々な景観資源がある	3
第3章 良好な都市美形成に関する基本目標と考え方	
1 基本理念	4
2 基本目標	5
（1）顔のあるまち	5
（2）表情ゆたかなまち	5
（3）賑わいのあるまち	5
3 基本方針	5
（1）都市美形成の基本姿勢	5
（2）都市美誘導の基本的考え方	6
4 都市美対象空間	10
第4章 良好な都市美の形成に関する方針及び都市美誘導基準	
1 景観類型による都市美誘導	11
（1）低層住居景観	11
（2）中高層住居景観	15
（3）住居景観	19
（4）商業・業務景観	23
（5）内陸部工業景観	27
（6）臨海部工業景観	31
2 都市美形成上重要な地域等の都市美誘導	35
（1）主要駅周辺地域	36
（2）幹線道路等沿道	37
（3）鉄道沿線	38
（4）市街地内河川・運河・海岸沿い	39
（5）地区計画が定められている地区（形態意匠制限を定めている地区）	40
（6）歴史的景観を備えた地域	41
（7）優れた自然景観が残る地域	46

第5章 大規模建築物等の届出制度	
1 大規模建築物等の届出制度	47
(1) 届出の対象区域	47
(2) 届出の対象行為	48
(3) 届出の必要な大規模建築物等	47
(4) 都市美アドバイザーチームからの助言制度	49
2 景観形成基準	50
3 屋外広告物	51
第6章 公共施設の都市美形成	
1 都市美形成に配慮した公共施設の整備、維持	54
(1) 公共施設の整備、維持の方針	54
(2) 公共施設の事前協議	55
2 景観重要公共施設	56
(1) 景観重要公共施設の指定の方針	56
(2) 景観重要公共施設の指定	56
第7章 景観資源の保全・活用方策	
1 景観資源の保全・活用の基本方針	57
2 建造物等の保全制度の活用	57
(1) 都市美形成建築物等	57
(2) 都市美形成地域	58
(3) 景観重要建造物及び景観重要樹木	58
(4) 保護樹木等	58
(5) 尼崎市指定文化財	59
(6) 国・県等の制度	59
3 景観資源の発掘とPR	60
第8章 都市美形成の推進	
1 景観形成のマネジメント	62
2 都市美形成の推進体制	62
(1) 都市美審議会	62
(2) 都市美アドバイザーチーム	62
(3) 庁内や関係行政機関との連携	62
3 協働による都市美形成の推進	63
(1) 都市美形成活動の推進	63
(2) 美化活動の推進	63
4 PR・啓発活動の推進	64
<別添>・景観の届出対象となる幹線道路等 位置図及び位置図(拡大図)	65
・マンセル値による色彩基準表	72
<資料>・景観資源リスト	76
・用語の解説	96
・策定の主な経過	102
・尼崎市都市美審議会委員名簿他	103